

平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
評議員会 資料
平成26年12月16日

当協会は、「容器包装リサイクル法」（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、以下「容リ法」）に基づく国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、積極的に事業展開する。とりわけ、当協会事業の中核は、容器・包装としての、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化（リサイクル）である。このため、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器の製造事業者（以下、「特定事業者」）から容器包装の再商品化業務を受託し、環境負荷低減と経済合理性を追求しつつ、適正かつ効率的なリサイクル事業を推進する。併せて、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献するため、容器包装廃棄物のリサイクルに関する種々の普及啓発活動を展開する。

平成27年度においても、現在の容リ法が抱える当面の課題や中長期的課題への取組みに向けた検討事項等に関しては、各方面からの情報収集を行いつつ、国に対しては適宜必要な情報提供を行う。上記の基本的考え方のもとに関係者と緊密に連携しつつ、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を基本として、下記に掲げる諸事業を推進する。

記

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

再商品化業務規程（容リ法第24条）に則り、容器包装の再商品化義務を負っている特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、再商品化委託料金を徴収し、再商品化業務を実施する。

素 材 名		再商品化委託単価（円／トン）*単価は消費税抜き	
		平成27年度再商品化 実施委託単価	平成26年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4,400	0
	茶色	5,800	0
	その他色	9,400	0
PETボトル		3,300	400
紙製容器包装		13,000	100
プラスチック製容器包装		47,000	1,900

- (注) 1. “平成26年度抛出委託単価”に関しては別項4「市町村への資金の抛出の実施」参照。
2. 上表は「容リ法」第25条第2項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

健全なリサイクルのための“社会的コストの適正化と一層の低減”に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量への上限設定の継続、材料リサイクル事業者を対象としたリサイクルの質・用途の高度化や環境負荷の低減効果、さらには事業の適正かつ確実な実施等といった項目による総合的評価について、より合理的・効果的な運用を図る。総合的評価の指標については、実績値に基づいた客観的・定量的な指標となるよう一層の改善を図る。

(2) 引取りベール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、素材ごとに品質調査の厳格な実施と改善アプローチを行う。

- ① プラスチック製容器包装では、品質に課題のある市町村に対して、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを引き続き行う。このため、市町村における品質改善に向けた取り組み支援のための、プラスチック製容器包装収集物の品質改善などをテーマとした「出前講座」を継続実施するとともに、当協会が製作した「出前講座」DVDの一層の活用を図る。なお、ベール品質調査実施以降に分別収集物の品質が著しく低下し品質ガイドラインを満たしていない市町村からの引取りベールを対象として平成26年度から導入している「特別調査」を、27年度も継続する。
- ② PETボトルでは、前年度にDランク判定の市町村からの引取りベールの品質調査への立会いを継続し、更なる品質の改善を図る。
- ③ ガラスびんでは、市町村や関係団体と一体となって収集運搬・選別方法の改善を目指し、ガラスびんの品質向上と残渣の減少を図る。
- ④ 紙製容器包装では、前年度にDランクの市町村には、市町村からの引取りベールの品質調査の立会いを継続するほか、再生処理事業者に対する現地検査の機会を利用し、再生処理事業者が市町村引取り品を保管している場合は、選別指導を兼ね品質調査に立ち会う。市町村に対しては引取りベールの品質調査への立会いや再生処理事業者現地確認を要請し更なる品質改善アプローチを行う。

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

① プラスチック製容器包装リサイクル

平成27年度は、前年度に引き続き、環境負荷データの報告・公表を年次報告として継続実施するが、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ等の見直しを実施し、必要な箇所の再計算・確認を行う。

② P E Tボトルリサイクル

24年度に実施し25年度に公表した、「使用済みP E Tボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析(対象年度23年度)」を活用し、関連団体とも連携して更に有用な情報提供に努める。

③ ガラスびんリサイクル

27年度においては、市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷についてデータ収集・分析並びに結果の公表を行い、リサイクルによる環境負荷低減効果を明確にする。

(4) P E Tボトル再商品化に係る入札制度の円滑な運用等

ポリエステル素材の市況の影響を受けるP E Tボトル再商品化業務の円滑な実施のために、平成25年度に行った有識者・特定事業者・利用事業者等によるP E Tボトル入札制度検討会の答申を受けて、26年度以降はP E Tボトル再商品化のための入札を年間2回行っているが、引き続き、使用済みP E Tボトルを巡る市況変動など環境変化に留意しながら、入札制度の適正な運用を図る。また、従来から行っていた市町村へのP E Tボトルの当協会への円滑な引渡しのお願いの活動も引き続き実施する。

(5) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。特に、特定事業者の直接オンライン申込率は、ここ数年急伸しており、平成26年度は約55%（前年度は約52%）となった。27年度においても、特定事業者向け「容リ制度説明会・個別相談会」をはじめ、さまざまな機会を通じて、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら一層の利用率向上による事務合理化を図っていく。併せて、オンライン申込率の向上に伴って、申込入力時に委託申込内容の過去データとの比較による特定事業者自らチェックを行うことにより特定事業者の正しい内容での申し込みを促していく。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化

① 当協会の諸規程の遵守、とりわけ「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」および「不適正行為通報記録」等に基づく“不正および不適正行為の防止策”のほか、未然防止に向けて日常の危機管理体制を維持強化する。また、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、危機管理委員会を機動的に開催し、弁護士など専門家とも連携して、速やかな意思決定のうえ的確な対応を行う。

- ② 再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づきコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 当協会業務の中立性・公正性ならびに公平性に十分配慮し、手続の適正性を担保するために、例えば、登録審査時における書面審査の形式上の不備等の補正指示の徹底、審査結果の不合格理由の提示、再商品化事業者登録判定会議における特別監査人の関与による公正性の担保、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、およびこれら手続規程の一層の整備を行う。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、情報セキュリティシステムの運用を徹底する。
- ⑤ 自然災害など万が一の事態に備えて策定した当協会のBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）について、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行う等、各部署での徹底を図る。

（２）再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するために、再商品化事業者との再商品化実施委託契約記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実と効率化を図り、当協会による管理体制を強化する。また不適正行為通報については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処する。

他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求める一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」ならびに「現地確認の実施」を定着させる。また、管理体制強化の一環として、従来一律的に行なってきた再商品化事業者への検査訪問頻度を、再商品化事業者の実態に応じて変更する。

（３）再商品化事業者の登録判定における公正性・公平性の担保

再生処理事業者の登録審査判定を公正・公平に実施するため、全ての素材において、消費者代表や弁護士が参画する特別監査人の仕組み（平成23年度より実施）を継続し厳正に機能させる。

（４）再商品化義務の不履行事業者への対応

- ① 再商品化義務の不履行事業者（＝ただ乗り特定事業者）のフォローに関して必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。当該事業者から当協会や各地商工会議所・商工会への照会に対しては、的確なフォローを行う。また、協会と再商品化委託契約を結んだにも拘らず支払いを行わない大口の特定事業者には、弁護士名で内容証明郵便形式の支払催告を平成26年度同様に実施し、再商品化義務の履行を促す。

- ② 商工会議所・商工会の協力のもとで、特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけて、「容り法説明会及び個別相談会」を開催するとともに、その内容の一層の充実を図り、容器包装リサイクル制度の更なる浸透を図る。

4. 市町村への資金の拠出の実施

(1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」に基づき、平成26年度の拠出金を、27年度9月末迄に当該市町村に拠出する。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村への拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対する与信管理を厳格に行い、収入については該当する個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“有償落札単価”を算定基礎に算出された資金拠出を、引き続き実施する。

5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

(1) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

- ① 当協会ホームページの情報発信力を高め、更なる利用促進に向けて、Twitter、Facebook、YouTube等のソーシャルメディアの一層の活用を進める。
- ② 市町村・再商品化事業者・特定事業者といった再商品化事業の推進に直接的に関係するステークホルダーごとに、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手法を通じて、効果的な情報発信を実施する。
- ③ 特定事業者に向けては、日本商工会議所ニュースや経団連タイムスへの平成28年度向け再商品化委託申込の広告掲載に加え、協会評議員団体と連携した業界別啓発活動の展開を行う。
- ④ 特定事業者の正しい再商品化委託申込みに繋げることを目的に、26年度協会ホームページに立ち上げた「帳簿作成ガイドライン」について、特定事業者向け説明会を中心に活用促進を図る。
- ⑤ 26年度協会ホームページで情報開示した、特定事業者向け制度説明資料（目的：企業内研修・学習用教材としての活用）を一層活用いただくための活動を幅広く展開する。

(2) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容り法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般への認知度向上を促進する。

- ② 「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案等を、当協会の広報・広聴活動に積極的に反映させる。とりわけ、一般消費者に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であることから、当協会の種々の情報提供ツールの利活用を一層推進するとともに、一般消費者の理解促進に大いに資するような情報発信の方策を工夫充実させる。
- ③ 容リ法の対象8素材の関係団体で組織する3R推進団体連絡会との情報交換を実施し、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの広報展開に関する意見交換や連携した取組みを実施する。

（3）会報「協会ニュース」及び広報用パンフレット・DVDの一層の活用

- ① 「協会ニュース」（季刊）については、読み手のニーズを反映したわかりやすい紙面づくりと内容の充実を図る。とくに現場訪問や当事者への取材を通じて、リサイクル工場でのリサイクル現場の様子、再生材利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取組みや、自治体および再商品化事業者における品質向上の事例などについて紹介する。各主体にとって役立つ情報を提供し、主体間の相互理解の促進に努める。
- ② 平成24年に制作した市町村・市民向け「プラスチック製容器包装ビデオ出前講座：ベール品質とは？・分別排出のポイント」及び特定事業者向け「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」、「再商品化委託申込手続きマニュアル」の2つのDVDを、市町村・市民・特定事業者等に向けた普及啓発ツールとして一層の有効活用を進める。

（4）各種説明会等による普及・啓発

- ① 市町村説明会、特定事業者向け「容リ制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種説明会の開催を通じて容器包装リサイクル制度の適正な実施を図る。
- ② 国や自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、改正容リ法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し、ただ乗り特定事業者対策の強化等）について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所・商工会事務局の容リ法担当職員向け研修会に講師派遣を行う。

（5）各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

6. 関係主体間の共創の推進

再商品化事業の適正な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品製品利用事業者、市民、市町村等関係主体とのさらなる信頼の確立とより緊密な連携強化を図る。

(1) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクル制度の円滑な実施を図るため、主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議との情報交換会(情報連絡会議)を定期的で開催するとともに、素材別のリサイクル団体との連携、更には、評議員団体・外部理事団体への定期訪問等による交流を通じて一層の連携強化を図る。

(2) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜行うとともに、必要に応じて、海外事情の視察・調査についても実施を検討する。

7. 事務局業務の改善と環境保全活動の推進

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者・市町村・再商品化事業者・消費者等ステークホルダーからの要望や様々な意見・提案、苦情・クレームあるいは当協会業務に係る不服の申し立て等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、内部での検討会を開催し改善を図る。加えて、外部専門家である弁護士等を受け付け窓口とする不服の申し立て対応スキームの整備を検討する。

(2) 事務局での省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動への取り組み

事務局内の省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動に取り組むとともに、日常業務の中で購入する製品・備品・消耗品などについて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ等の“グリーン購入”への取り組みも引き続き行う。

8. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

公益財団法人である当協会は、容器包装リサイクルに関わる消費者、事業者、市町村、国、関係機関あるいは学識経験者など幅広い層から、従前にも増して支持され信頼される公益法人となるべく、役職員全員のリスク管理意識のもとに、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を図り、外部からの信頼に応えられるよう透明性の高い組織運営を行っていく。

(1) ガバナンス（内部統治）の向上

公益財団法人としてのガバナンス（内部統制）の向上を図るため、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が、これまで以上に機能されるような事務局体制の整備に努める。併せて、外部に対しての説明責任を果たすべく、的確・公正な情報公開を徹底する。

（２）コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底

“民による公益の増進”という公益法人制度の趣旨について、事務局全体の理解を深め、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成27年度においても前年度に引き続き、当協会役職員のコンプライアンス及びリスク管理意識の高揚を図るためのセミナーや研修会を実施する。また、当協会「内部監査規程」に基づいて26年度に、当協会が法律・会計の専門家である監事（弁護士・公認会計士）の協力を得て実施した“協会再商品化事業に関する実地検査”の指摘事項や管理ノウハウを整理し、同規程の整備充実及び再商品化事業の適正管理に反映させる。

以 上